

都市再生安全確保計画および エリア防災計画の制度の概要

令和3年10月

内閣府地方創生推進事務局
国土交通省都市局

都市再生安全確保計画制度の概要

大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全の確保を図るため、都市再生緊急整備協議会による都市再生安全確保計画の作成、都市再生安全確保施設に関する協定制度の創設等の所要の措置を講ずる。

背景

◆ 東日本大震災の際に、管理者の異なる様々な施設が集積する大都市の交通結節点周辺等のエリアにおいて、**避難者・帰宅困難者等による大きな混乱が発生**。

◆ 首都直下地震等の大規模な地震が発生した場合には、建物損壊、交通機関のマヒ等により、上記混乱に加え、**甚大な人的・物的被害**が想定される。

⇒ 官民の連携によるハード・ソフト両面にわたる都市の安全確保策が必要

法案の概要

都市再生安全確保計画制度の創設

- **都市再生緊急整備地域の協議会**(国、関係地方公共団体、都市開発事業者、公共公益施設管理者等(鉄道事業者、大規模ビルの所有者・テナント等を追加)からなる官民協議会)が、大規模な地震の発生に備え、
 - ・ 退避経路、退避施設、備蓄倉庫、等(都市再生安全確保施設)の整備・管理
 - ・ 退避施設への誘導、災害情報・運行再開見込み等の交通情報の提供、備蓄物資の提供、避難訓練等について定めた計画(都市再生安全確保計画)を作成できることとする。
- 計画に記載された事業等の実施主体は、計画に従って事業等を実施。

都市再生安全確保計画の作成、計画に記載された事業等の実施に対し**予算支援**



一時退避の誘導と経路の確保

- ・ 地震発生時に、退避施設に適切に誘導するために情報発信設備を整備
- ・ 退避経路の協定(承継効付き)により関係者による継続的な管理を担保

退避施設の確保

- ・ 鉄道駅、オフィスビル等に退避施設を確保(数日間滞在)
- ・ 退避施設の協定(承継効付き)により関係者による継続的な管理を担保



退避施設の確保

非常用電気等供給施設の整備

- ・ 災害時も業務継続可能なエネルギー供給ネットワーク等を整備
- ・ 非常用電気等供給施設の協定(承継効付き)により継続的な管理を担保

備蓄倉庫等の確保

- ・ 計画に記載された備蓄倉庫等の部分を容積率不算入
- ・ 地方公共団体との管理協定(承継効付き)により継続的な管理を担保
- ・ 都市公園に備蓄倉庫等を設置する際の占用許可手続を迅速化

* 下線は法律の特例



耐震改修等の促進

- ・ 建築確認、耐震改修等の認定等手続を一本化



耐震改修

情報提供

- ・ 災害情報、交通情報等の提供

避難訓練

- ・ 平常時からの訓練



避難訓練

都市における大規模地震発生時の安全を確保

都市再生安全確保計画にかかるこれまでの動き

平成24年

- 都市再生特別措置法において、都市再生安全確保計画を制度化
- 「都市再生安全確保計画 作成の手引き」を作成

平成26年

- 国土強靱化アクションプランにおいて、KPI（平成30年度末：**18計画作成**）を設定
※法定計画に準じた計画を含めたKPIは45計画

平成28年

- 都市再生特別措置法において、都市再生安全確保計画におけるエネルギー分野にかかる事項を拡充
- 上記改正に伴い、「都市再生安全確保計画 作成の手引き」を改正

平成30年

- **国土強靱化アクションプランのKPIを達成（平成30年度末：26計画作成）**
※法定計画に準じた計画を含めた作成実績は46計画

令和元年

- 国土強靱化年次計画2019（令和元年6月）において、新たに「**新規計画の作成及びPDCAサイクルの実施数**」をKPIとして設定（令和5年度末：**50計画**）※都市再生安全確保計画及びエリア防災計画の合計値

⇒ これらの動きを踏まえ、令和元年度より「**都市再生安全確保計画のPDCAサイクルの促進**」に向けた**取組を実施**

<参考> 都市再生安全確保計画・エリア防災計画の作成・改定の状況

都市再生安全確保計画※1

《作成済;26計画》

大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域(大阪駅周辺)(平成25年4月19日)
京都駅周辺地域(平成25年12月19日)
名古屋駅周辺・伏見・栄地域(平成26年2月13日)
川崎駅周辺地域(平成26年3月17日)
横浜都心・臨海地域(横浜駅周辺地区)(平成26年3月24日)
札幌都心地域(平成26年3月25日)
新宿駅周辺地域(平成26年3月27日)
大阪コスモスクエア駅周辺地域(平成26年8月6日)
東京都心・臨海地域(大丸有地区)(平成27年3月26日)
大阪京橋駅・大阪ビジネスパーク駅周辺・天満橋駅周辺地域(大阪ビジネスパーク駅周辺)(平成27年3月27日)
東京都心・臨海地域(浜松町駅・竹芝駅周辺地区)(平成28年2月2日)
本厚木駅周辺地域(平成28年3月10日)
渋谷駅周辺地域(平成28年3月18日)
福岡都心地域(平成28年3月25日)
大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域(中之島)(平成28年6月24日)
池袋駅周辺地域(平成28年12月26日)
神戸三宮駅周辺・臨海地域(平成29年3月24日)
横浜都心・臨海地域(みなとみらい21地区)(平成29年10月13日)
千里中央駅周辺地域(平成30年1月22日)
大崎駅周辺地域(平成30年1月31日)
東京都心・臨海地域(日本橋室町周辺地区)(平成30年3月29日)
東京都心・臨海地域(虎ノ門地区)(平成31年2月5日)
大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域(御堂筋周辺)(平成31年3月26日)
大宮駅周辺地域(平成31年3月26日)
さいたま新都心駅周辺地域(平成31年3月26日)
東京都心・臨海地域(八重洲地区)(令和2年3月27日)

《指定解除による任意計画;1計画》

辻堂駅周辺地域(平成27年3月18日)※指定解除により現在は任意計画

エリア防災計画※2

《作成済;26計画》

柏駅周辺地域(平成25年6月5日)
立川駅周辺地域(平成25年8月6日)
北千住駅周辺地域(平成25年12月18日)
藤沢駅周辺地域(平成26年1月21日)
吉祥寺駅周辺地域(平成26年3月24日)
綾瀬駅周辺地域(平成27年3月4日)
上野駅周辺地域(平成27年9月29日)
仙台駅周辺地域(平成27年12月3日)
大井町駅周辺地域(平成28年2月24日)
武蔵小杉駅周辺地域(平成28年3月23日)
西船橋駅周辺地域(平成28年6月17日)
船橋駅周辺地域(平成28年6月17日)
中野駅周辺地域(平成28年7月20日)
名古屋臨海地域(平成29年2月1日)
目黒駅周辺地域(平成29年2月23日)
松戸駅周辺地域(平成29年7月21日)
豊橋駅周辺地域※3(平成30年1月23日)
原宿・表参道駅周辺地域(平成30年2月7日)
溝の口駅周辺地域(平成30年3月1日)
荻窪駅周辺地域※3(平成31年3月18日)
新大阪駅周辺地域(平成31年3月22日)
恵比寿駅周辺地域(平成31年3月27日)
町田駅周辺地域(令和2年2月19日)
金山駅周辺地域(令和2年3月18日)
中目黒駅周辺地域(令和2年3月)
熊本駅周辺地域(令和3年3月2日)

- ※1 都市再生特別措置法の都市再生緊急整備地域において、都市再生緊急整備協議会により作成される大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な退避経路、退避施設、備蓄倉庫その他の施設の整備等に関する計画
※2 帰宅困難者対策協議会により作成される都市再生安全確保計画に準じた計画
※3 中心駅を対象とした計画

都市再生安全確保計画とエリア防災計画（計画内容）

	都市再生安全確保計画	根拠	エリア防災計画	根拠
計画に記載すること	<ul style="list-style-type: none"> ①都市再生安全確保施設の整備等を通じた大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針 ②施設整備に関する事業、実施主体、実施期間 ③施設の管理 ④施設をもつ建築物の耐震改修等、滞在者等の安全の確保を図るために必要な事業、実施主体 ⑤滞在者等の誘導、滞在者等への情報提供等、実施主体 ⑥その他 	都市再生特別措置法第19条の15	都市再生安全確保計画に準ずる。	都市安全確保促進事業制度要綱第2条

都市再生安全確保計画とエリア防災計画（地域と作成主体）

	都市再生安全確保計画	根拠	エリア防災計画	根拠
計画作成地域	都市再生緊急整備地域	都市再生特別措置法第19条の15	<ul style="list-style-type: none"> ・1日あたりの乗降客数が30万人以上の主要駅周辺地域 ・指定都市、特別区内の1日あたりの乗降客数が20万人以上の駅周辺地域（駅から概ね半径2キロメートルの範囲内） ・中核市、施行時特例市、県庁所在都市内の乗降客数が最も多い駅周辺地域（駅から概ね半径2キロメートルの範囲内） 	都市安全確保促進事業制度要綱第2条
地域の範囲の考え方	政令で指定		市区・協議会で決定	
計画作成主体	都市再生緊急整備協議会	都市再生特別措置法第19条の15	帰宅困難者対策協議会	制度要綱第2条
協議会の構成員	国、関係地方公共団体 （必要に応じ）独立行政法人、特殊法人、地方公共団体、地方独立行政法人、地域内において都市開発事業を施行する民間事業者、地域内の建築物の所有者・管理者占有者、鉄道事業者、公共公益施設の整備・管理を行う者 等	都市再生特別措置法第19条	関係市町村、特別区、関係都道府県、国、鉄道事業者 （必要に応じ）独立行政法人、特殊法人、市町村、都道府県、地方独立行政法人、都市開発事業を施行する民間事業者、建築物の所有者、管理者、占有者、公共公益施設の整備・管理を行う者 等	制度要綱第2条

東日本大震災において首都圏で約515万人におよぶ帰宅困難者が発生し大きな混乱が生じたこと等を踏まえ、都市機能が集積した地域における大規模な震災の発生が社会経済に与える影響に鑑み、都市再生緊急整備地域及び主要駅・中心駅周辺地域の滞在者等の安全の確保と都市機能の継続を図るため、官民連携による一体的・計画的なソフト・ハード両面の対策への支援を実施。 【平成24年度創設】

計画作成及び計画に基づくソフト・ハード両面の取組に対して国が支援

都市再生緊急整備地域＋主要駅・中心駅周辺地域

補助事業者：市町村（特別区含む。）、都道府県、都市再生緊急整備協議会、帰宅困難者対策協議会、都市再生推進法人

都市再生緊急整備協議会・帰宅困難者対策協議会

【構成員】

- ・国、都道府県、市町村
- ・大規模ビル等所有者
- ・鉄道事業者 等



補助率：1/2

<都市再生安全確保計画・エリア防災計画の作成>

- ・退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の整備及び管理
- ・災害時に実施する事務（退避誘導、情報収集・提供、備蓄物資提供等）の内容
- ・平常時に実施する訓練の内容 等

○協議会開催

○計画作成

- ・専門家の派遣
- ・勉強会、意識啓発活動
- ・官民・民協定の締結に係るコーディネート 等

計画に基づく
ソフト・ハード両面の対策

補助率：1/2

ソフト対策

避難訓練、情報伝達ルール、備蓄ルールの確立、退避方法や退避施設の確保等に関するルールの作成 等



補助率：1/3

ハード対策

防災備蓄倉庫、非常用通信・情報提供施設、非常用発電機の整備 等



ただし、建築物の躯体工事を伴わないものに限る。注)

※都市再生緊急整備地域：都市再生特別措置法に基づき、都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として指定された地域。（令和3年9月時点で51地域）。

※主要駅周辺：1日あたりの乗降客数が30万人以上の駅周辺。

※中心駅周辺：指定都市及び特別区内にあっては、1日あたりの乗降客数が20万人以上の駅周辺（駅から概ね半径2キロメートルの範囲内）、中核市、施行時特別市及び県庁所在都市にあっては、当該市内において乗降客数が最も多い駅周辺（駅から概ね半径2キロメートルの範囲内）。

「都市再生安全確保計画等」に関する補助事業（令和3年度）

地域の現状把握

計画の作成

計画の実施

ソフト事業

- ・退避誘導ルール、情報提供ルール作成
- ・避難訓練、普及啓発活動等

ハード事業

安全確保施設の整備

- ・防災備蓄倉庫、非常用通信・情報提供施設、非常用発電機、非常用電気等供給施設等の整備

都市安全確保促進事業 0.82億円(令和3年度予算)

補助対象地域:

- ①都市再生緊急整備地域
- ②1日の乗降客数が30万人以上の駅周辺地域
- ③指定都市、特別区、中核市、施行時特例市、県庁所在都市内の中心駅周辺地域

補助対象事業:

1. コア事業 協議会開催、都市再生安全確保計画・エリア防災計画の作成、計画に基づくソフト事業に要する費用
2. 附帯事業 退避施設、防災備蓄倉庫、非常用通信・情報提供施設、非常用発電機の整備に要する費用※ 等
※建築物の躯体工事を伴わないものに限る。

災害時拠点強靱化緊急促進事業

(地域防災拠点建築物整備緊急促進事業) 140億円の内数(令和3年度予算)

補助対象地域:都市安全確保促進事業と同じ①～③の地域

補助対象事業:

- 帰宅困難者の受入のため付加的に必要なスペース、防災備蓄倉庫、非常用発電機、耐震性貯水槽や防災井戸等の整備費用※(掛かり増し費用)
※①、②の地域については、都市再生安全確保計画に位置づけられている場所が対象。
※原則、躯体工事を伴う整備に要する費用に限る。

国際競争業務継続拠点整備事業 128億円の内数(令和3年度予算)

補助対象地域:特定都市再生緊急整備地域

補助対象事業:

- 都市再生安全確保計画に位置付けられる事業の内、エネルギー導管及びその付帯施設の整備に関する費用に対して支援

計画作成

ソフト事業

ハード事業

都市安全確保促進事業の補助事例①コア事業

要綱上の記載

具体的な補助事例

1. コア事業

① 計画作成のための協議会に対する支援

協議会の開催



② 計画作成に対する支援

計画作成



計画作成のための図上訓練



計画作成のための勉強会開催



③ 計画に基づくソフト事業

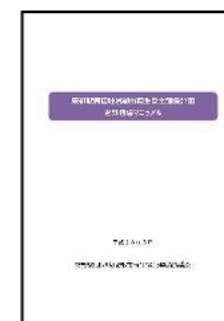
帰宅困難者対策訓練



帰宅困難者支援マップ作成



避難誘導マニュアルの作成



2. 附帯事業

- ・退避施設
 - ・防災備蓄倉庫
 - ・非常用通信・情報提供施設
 - ・非常用発電機 等
- (ただし、建築物の躯体工事を伴わないものに限る。)

退避施設を示す看板



帰宅困難者用備蓄倉庫



帰宅困難者用備蓄用ラック



災害用カメラ



デジタルサイネージ



非常用発電機



都市再生安全確保計画制度に関するホームページ

都市再生安全確保計画制度HP

(内閣府)

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/toshisaisei/yuushikisya/anzenkakuho/index.html>



地方創生 > 都市再生 > 都市再生の推進に係る有識者ボードについて > 都市再生安全確保計画制度について

都市再生安全確保計画制度について

都市再生安全確保計画制度

大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全の確保を図るため、都市再生緊急整備協議会による都市再生安全確保計画の作成、都市再生安全確保施設に関する協定制度の創設等の所要の措置を講ずる都市再生特別措置法の一部を改正する法律が平成24年3月30日に成立、7月1日に施行されました。

[都市再生安全確保計画の作成事例](#) (令和3年3月末時点)

[【都市再生安全確保計画のワンポイント事例集・Q & A集】](#) (令和3年3月版)

[都市再生安全確保計画のワンポイント事例集・Q & A集 \(PDF形式: 2,996KB\)](#)

[【都市再生安全確保計画制度 官民連携ワークショップ】](#)

都市再生安全確保計画制度や都市安全確保促進事業、計画を作成している各地域のHP等を公開していますので、ぜひご覧ください。

(国土交通省)

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000049.html

